

# 城北三田会会則

平成 30 年 6 月 16 日現在

## 総則

第一条 (名称) 本会は〔城北三田会〕と称する。

第二条 (目的) 本会は東京都豊島区、板橋区、練馬区及び北区の城北 4 区を基盤とする広域三田会として連合三田会の傘下に所属し、慶應義塾の発展に寄与し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三条 (事務局) 本会の事務局は会長の指定した所に置く。

第四条 (会員) 本会の会員は城北 4 区に居住または勤務する塾員および共立薬科大学卒業生(薬学部 KP 会員)とする。ただし、役員会の承認を経て、上記以外の塾員であっても会員の紹介により、本会の目的に賛同し入会金の納入を条件として入会を認める。また、転居及び転勤により城北 4 区以外に移動しても、本人が当会員継続を希望する場合はこれを認める。なお、物故会員の配偶者等は会員となることができる。

第五条 (事業) 本会の目的を達成するために、総会、役員会、懇親会、各種分科会の開催、会報の発行およびその他の活動を行う。

## 役員

第六条 (役員の設定) 本会に次の役員を置く。役員の総数は 25 名以内とする。

- |        |     |         |       |
|--------|-----|---------|-------|
| 1. 会長  | 1 名 | 2. 副会長  | 3 名以内 |
| 3. 幹事長 | 1 名 | 4. 副幹事長 | 2 名以内 |
| 5. 幹事  |     | 6. 監事   | 1 名   |

第七条 (役員の選任及び任期) 役員は役員 2 名の推薦により役員会で選任され、事後総会の承認を得るものとする。会長は役員会で役員相互により選任され、総会の承認を要する。副会長、幹事長、副幹事長、監事は会長が選任する。役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

第八条 (役員の仕事) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。

幹事長は会務全般にわたる事務的な業務を遂行する。

副幹事長は幹事長を補佐し、必要に応じて幹事長の職務を代行分担する。

幹事は、会務の円滑な運営を図るため本会の事業を企画遂行する。

監事は本会の会計を監査する。

第九条 (名誉会長等) 本会は役員会の決議により、必要に応じて名誉会長、顧問、相談役をおくことができる。

## 総会及び役員会

第十条 (総会) 総会は全会員をもって構成し、原則として年 1 回会長が招集する。

第十一条 (総会の決議) 総会は下記の事項を審議し、その議決は出席者の過半数を以って成立する。

1. 前年度事業報告と決算
2. 新年度事業計画と予算
3. 会則の改正
4. 役員の人事
5. その他の必要事項

ただし、本会の合併分割等の重要事項の議決は出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第十二条(臨時総会)会長は役員会の決議により必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第十三条(役員会)役員会は役員全員で構成され、全役員の 2 分の 1 以上の出席を以って成立する。原則として、毎月 1 回会長が招集し、役員を選任等会務の運営全般および総会付議事項等について審議する。役員会の議決は出席役員の過半数をもってする。

## 分科会

第十四条(分科会)本会は会員中の同好の者を以って、役員会の承認により分科会を結成することができる。分科会の代表世話人は役員会で承認する。また代表世話人は補佐する世話人を置くことができる。分科会は必要により役員会の承認を得て補助金を受けることができる。

## 会計

第十五条(会計)本会の経費は会費、入会金、寄付金、その他の収入を以ってこれにあてる。

第十六条(会費)本会の年会費および入会金は 5,000 円とする。新入会員は初年度の年会費は免除する。年会費未納者には催促し、3 年以上にわたる未納者は自然休会とみなす。

第十七条(会計年度)本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第十八条(慶弔規定)会員の慶弔(結婚、死亡)については次の慶弔金を贈る。

結婚 10,000 円      死亡 10,000 円